

令和5年度事業報告

1 法定検査事業

浄化槽法第7条及び第11条に定める水質に関する検査（「7条検査」及び「11条検査」という。以下同じ。）を次のとおり実施した。

- ①検査基数については、計画的な法定検査の実施、未受検浄化槽への受検勧奨の取組等により、7条検査（使用開始検査）が1,802基、11条検査（定期検査）が67,464基となり、当初計画していた目標基数を1,566基上回る実施となった（実施率102.31%）。
- ②受検率については、7条検査が95.8%（4年度88.61%）、11条検査が87.09%（同89.62%）となった。

【検査基数】

法区分	計画基数	実施基数	実施率
7条検査	1,700基	1,802基	106.00%
11条検査	66,000基	67,464基	102.22%
計	67,700基	69,266基	102.31%

【受検率】

法区分	検査対象基数	実施基数	受検率
7条検査	1,881基	1,802基	95.80%
11条検査	77,468基	67,464基	87.09%
計	79,349基	69,266基	87.29%

注）「検査対象基数」は、当協会が把握している浄化槽設置届出数

<参考>判定結果

法区分	判定 事業所	合併処理							
		適正		おおむね適正		不適正		合計	
		件数 a	a/A	件数 b	b/A	件数 c	c/A	件数 A	構成比
7条検査	本所	770	78.4%	204	20.8%	8	0.8%	982	54.5%
	佐世保支所	289	63.8%	160	35.3%	4	0.9%	453	25.1%
	五島	196	76.9%	57	22.4%	2	0.8%	255	14.2%
	壱岐	60	80.0%	14	18.7%	1	1.3%	75	4.2%
	対馬	20	54.1%	16	43.2%	1	2.7%	37	2.1%
	計	1,335	74.1%	451	25.0%	16	0.9%	1,802	

法区分	判定 事業所	単独処理							
		適正		おおむね適正		不適正		合計	
		件数 a	a/A	件数 b	b/A	件数 c	c/A	件数 A	構成比
7条検査	本所	2,199	68.9%	709	22.2%	282	8.8%	3,190	33.6%
	佐世保支所	2,004	53.2%	1,314	34.9%	452	12.0%	3,770	39.7%
	五島	1,562	79.0%	357	18.0%	59	3.0%	1,978	20.8%
	壱岐	103	55.7%	67	36.2%	15	8.1%	185	1.9%
	対馬	197	54.0%	153	41.9%	15	4.1%	365	3.8%
	計	6,065	63.9%	2,600	27.4%	823	8.7%	9,488	
11条検査	判定 事業所	合併処理							
		適正		おおむね適正		不適正		合計	
		件数 a	a/A	件数 b	b/A	件数 c	c/A	件数 A	構成比
11条検査	本所	19,290	69.5%	6,800	24.5%	1,670	6.0%	27,760	47.9%
	佐世保支所	10,285	58.7%	5,865	33.5%	1,360	7.8%	17,510	30.2%
	五島	5,760	72.3%	2,151	27.0%	57	0.7%	7,968	13.7%
	壱岐	1,887	74.6%	606	23.9%	38	1.5%	2,531	4.4%
	対馬	1,395	63.2%	779	35.3%	33	1.5%	2,207	3.8%
	計	38,617	66.6%	16,201	27.9%	3,158	5.4%	57,976	
11条検査	判定 事業所	単独+合併（計）							
		適正		おおむね適正		不適正		合計	
		件数 a	a/A	件数 b	b/A	件数 c	c/A	件数 A	構成比
11条検査	本所	21,489	69.4%	7,509	24.3%	1,952	6.3%	30,950	45.9%
	佐世保支所	12,289	57.7%	7,179	33.7%	1,812	8.5%	21,280	31.5%
	五島	7,322	73.6%	2,508	25.2%	116	1.2%	9,946	14.7%
	壱岐	1,990	73.3%	673	24.8%	53	2.0%	2,716	4.0%
	対馬	1,592	61.9%	932	36.2%	48	1.9%	2,572	3.8%
	計	44,682	66.2%	18,801	27.9%	3,981	5.9%	67,464	

2 協会運営のあり方見直しの推進

協会運営のあり方検討に関する答申（令和5年3月）を実現するため、

- ・ 4月から企画情報課を創設し専任職員を1名配置
- ・ 採水スクリーニングなど検査の効率化に関わる環境省協議に向けた県との内協議を3回実施
- ・ 上五島地区で採水スクリーニングを試行し、本県独自の制度構築に必要なデータを収集
- ・ 採水スクリーニング実施の前提となる保守点検・清掃記録の事前把握のため、長崎県環境整備事業協同組合の会員データを検査員が閲覧できるよう両システムを再接続
- ・ 電子地図の導入及びタブレット端末用アプリケーションソフトの開発・実用化
- ・ 会員と協会との意見交換や情報共有の機会を増やすため、専門部会の復活と会報誌の復刊
- ・ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため会員企業の施工を要件とした助成措置を創設
- ・ 県民に対する普及促進を図るため、環境学習や環境イベントを強化

3 検査業務の情報化の推進（再掲）

- ①答申で示された検査業務の情報化として、電子地図の導入を進めた。これにより検査員の事前確認が不要となり、ナビゲーションシステムでの現地案内が可能となるなど、業務の省力化が図られることとなった。
- ②タブレット端末の導入については、専用アプリケーションソフトの開発と検査システムの改修を昨年末までに完了し、本年1月からは実用チェックを行い、4月からの本格稼働となった。

4 長崎県浄化槽管理士研修会の開催

（公財）日本環境整備教育センター、（一社）全国浄化槽団体連合会と連携して、浄化槽管理士研修会を次の4会場で開催したところ 123名の受講があった（4年度 178名）。

開催日	開催場所	参加者数	研修方式
R5. 10. 4	長崎県立総合体育館	51名	対面
R5. 10. 5	アルカスSASEBO	39名	対面
R5. 11. 8	協会本所 会議室	23名	WEB
R5. 11. 8	（有）上五島清掃社	10名	WEB

5 法定検査の拒否者対策事業

別添資料に掲げる新たな拒否者188件のうち、136件に対して当協会から受検勧奨の案内を通知し、残り52件に対して県・長崎市・佐世保市が直接指導をした結果、本年3月末までに78件の検査依頼があった。

（4年度 143件に対して、協会から受検勧奨100件、行政指導43件を実施 ⇒ 52件の検査依頼）

6 単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進事業（再掲）

- ①単独処理浄化槽の管理者に対して、法定検査時に合併処理浄化槽への転換を促すチラシを配付し啓発を図った（1,642基）。
- ②令和5年度に創設した協会独自の転換助成制度については、認知度の低さや申請手続の煩雑さから6件の助成に留まった（予算枠30件）。

7 会員との連携事業

①当協会会員を対象にした講習会や意見交換会の開催

会員との連携強化、資質向上を図るため、次のとおり講習会を開催した。

種別	開催日	開催場所	内 容
講習会	R5. 12. 1	対馬保健所 講師派遣	・法定検査の実施状況（不適正の内容及びBOD検査結果） ・WEBによるメーカーの浄化槽解説
	R6. 1. 26	壱岐保健所	・法定検査の実施状況（不適正の内容及びBOD検査結果） ・WEBによるメーカーの浄化槽解説
	R6. 2. 2	五島保健所	・法定検査の実施状況（不適正の内容及びBOD検査結果） ・WEBによるメーカーの浄化槽解説

注）対馬市での講習会は、対馬保健所の主催によるもの

②浄化槽保守点検業登録更新に関する情報の事前提供

更新期限が到来する会員（32社）に対し、更新洩れとにならないよう浄化槽保守点検業登録の有効期限を連絡した。

③専門部会との連携（再掲）

本年2月、「施工・製造部会」「維持管理部会」について合同委員会を開催した。当部会は、平成17年度を最後に久しく開催されていなかったが、主に浄化槽に関する情報共有や業界と法定検査に関わる課題解決について意見交換の場として復活させたところである。

今回のテーマは、採水スクリーニング導入の検討状況、大型浄化槽の清掃時期判断、部会活動の進め方等について協議を行った。

8 浄化槽機能保証制度業務

全国浄化槽団体連合会の浄化槽機能保証制度に関する受付、登録済証の交付業務を実施した。

⇒保証登録件数 895件（計画登録数 981件）

また、本県で初となる保証申立書が1件提出され、長崎県地方保証制度審査委員会を開催し、協議した結果、全額保証がなされた。

9 検査手数料の未収金対策事業

①令和2年度から弁護士事務所を活用した未収金対策に取り組んでいるが、令和5年度の実績は、未収金14件 72,000円への催告で、年度内の入金は2件 10,000円となった。

②クオカード配付による検査手数料の口座振替のキャンペーンを松浦市を中心に実施した結果、847件の振替手続につながった（4年度 1,314件）。

10 検査技術の向上事業

検査員の検査技術の向上及び資質向上のため、次表のとおり各種研修会に参加させた。

開催日	研修会名	開催場所	参加者数	備 考
R5. 9. 14～15	指定検査機関四国地区協議会	高松市	2名	
R5. 10. 10～11	全国浄化槽技術研究集会	横浜市	5名	6年度本県開催のため視察調査
R5. 11. 22	九州地区指定検査機関協議会	宮崎市	4名	

1.1 検査結果の解析による調査研究

①法定検査結果の解析

令和3年度の検査結果について、不適正の内容、小規模浄化槽の実使用人数と放流水のBOD値との関係、各メーカーのBOD値等について経年比較を行い、当該データを行政や会員へ提供した。

②水質の改善事例のデータ蓄積

水質が悪化している浄化槽の改善事例について、継続的なデータ収集に取り組むとともに、その分析結果を次表の講習会にて法定検査の実施状況等として報告した。

種別	開催日	開催場所	内 容	
講習会	R5. 12. 1	対馬保健所 講師派遣	・ 法定検査の実施状況（不適正の内容及びBOD検査結果） ・ WEBによるメーカーの浄化槽解説	（再掲）
	R6. 1. 26	杵岐保健所	・ 法定検査の実施状況（不適正の内容及びBOD検査結果） ・ WEBによるメーカーの浄化槽解説	（再掲）
	R6. 2. 2	五島保健所	・ 法定検査の実施状況（不適正の内容及びBOD検査結果） ・ WEBによるメーカーの浄化槽解説	（再掲）

注）対馬市での講習会は、対馬保健所の主催によるもの

③令和6年10月に本県で開催される「全国浄化槽技術研究集会」での研究発表に向けて、データの蓄積を実施した。

1.2 浄化槽に関する普及啓発事業（再掲）

①県民啓発

環境教育講座については、児童・生徒等に水環境への関心を持ってもらうことを目的として、次表のとおり4カ所出張開催した（4年度 1カ所）。

開催日	開催場所	参加者数
R5. 5. 24	県立五島高等学校	24人
R5. 7. 20	江上地区婦人会	18人
R5. 8. 4	長与町高田児童クラブ	21人
R5. 9. 13	市立西大村中学校	30人

②会員、行政との情報共有

会報誌を復刊し（年2回）、当協会の業況報告、法定検査スケジュールなどの詳細情報を定期的に会員、関係団体、行政あてに送付した（436部／回）。

1.3 浄化槽システムの脱炭素化推進事業（環境省）

会員や補助対象となる浄化槽の管理者あてにパンフレットを送付し（2,323件）、当該事業の周知を図るとともに、本県の窓口として申請の受付や採択の手続を下表のとおり実施した。

【本県の採択一覧】

事業区分	施設の形態	件数	補助金交付額	CO2削減量
TYPE1	ゴルフ場	1件	1,694,000円	12t
TYPE2	店舗・工場	1件	16,150,000円	35t
	店舗	1件	3,225,000円	4t
	老健施設	1件	12,000,000円	18t

* TYPE1 既存の浄化槽の付帯設備の改修事業

* TYPE2 本体の交換事業